令和８年（フ）第２０７号
徳島県鳴門市撫養町斎田字東発19番地３　第15柴田マンション103号
債務者　有井　梨沙
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１６号
徳島県小松島市江田町字腰前215番地の１（桃源荘Ｃ25）
債務者　山口　知文
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４１号
大分県別府市光町21番５号　ＰＩＫＡ　ＨＯＵＳＥ　光町202号
債務者　花桐　虹保（旧姓原、福山）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６５号
大分県豊後高田市高田2709番地２　都甲ビル３階
債務者　本田　桃香
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第７５号
大分県中津市大字東浜690番地13
債務者　高橋　勇一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４４号
鹿児島県奄美市名瀬平田町８番２―31号
債務者　小川　利夫
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第４２号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊111番地３
債務者　儀間　暖雲
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第４４号
沖縄県名護市大東二丁目３番26―205号　新垣桜テラス
債務者　比嘉　高志
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第６３８号
京都市山科区厨子奥若林町41番地　クリスタ山科　202
債務者　大野杏樹蘭かれん
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８２５号
京都市右京区西院東今田町45番地　プレジール西院301
債務者　北村　　鍛
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７２号
京都市右京区梅津東構口町43番地５　アウルマンション　311号室
債務者　佐瀬　智美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７５号
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字代理分１番地１　403号
債務者　Ｂｏｗｎｉｍこと　吉木　康補
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９２４号
京都府宇治市神明石塚39番地の85　はなびえ、前住所京都府城陽市市辺城下５番地
債務者　川野　君子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８１０号
広島市南区元宇品町26―20　広島シーサイド病院内、住民票上の住所広島市佐伯区海老園４丁目８番２―506号
債務者　河野　克彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００号
山口県宇部市開１丁目７番10―203号
債務者　相原布美江
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１０２号
山口県宇部市鵜の島町８番32―603号
債務者　前田　和寛
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
山口地方裁判所宇部支部